

著作権 契約書



第10回 公演の放送・DVD化・アップロードと著作権(2)

弁護士・ニューヨーク州弁護士
福井健策

質問：演劇公演を収録してテレビ放送するとき、あるいはDVD化して販売するとき、誰の許可をもちらう必要があるか？公演のシーンをインターネットや携帯に流したときはどうか？

1 演出家の権利

前回は、演劇公演を録画して二次利用する場合には「戯曲」「舞台装置」「音楽」「舞台衣裳」「振付」といった著作物の

クリエイターの許可、それに「俳優」「ダンサー」などの実演家の許可も必要です、という所まででした(ただし、実演家の場合には例外的に許可が要らないケースもかなりあります)。これだけでも関係

者は十分に多い。しかし、まだ肝心なスタッフが抜けています。

演出家は「どうでしょうか。演出家は、自分の演出作品について著作権を持っているのでしょうか。この場合の「演出作品」とは何かというと、**公演全体**でしょう。つまり、個々の「戯曲」や「舞台装置」も著作物だけれど、その総合された演劇公演全体も一個の著作物といえるから、その著作物としてはまず演出家がありそうですね。映画はまさにそうです。シナリオも著作物だけれど、完成した映画も別の著作物で、その著作者の筆頭にあがるのは監督。

実はこれ、今の著作権法が出来た35年前に「演出関係専門委員会」という委員会を立ち上げて特に議論された問題なのです。すごいですね、わざわざ演出家のために「専門委員会」です。しかし、議論の結果としては「舞台公演を著作物とみなし、演出家を著作者とみなすのは時期尚早」ということで見送られたのでした。

ではどうなったかということ、演出家は俳優などと同じで「実演家」の例として挙げられています。ですから俳優と同じ

ように公演が録画される場合には権利を主張できるのでしょつが、劇作家といつた著作者に比べるとその権利はかなりの「狭い」。その結果、例えば誰かに演出プランをそっくり真似されて公演を打たれたとしても、劇作家や舞台美術家がOKしているならば演出家は何もクレームはつげられない、という話におそろへなうて下さい。

筆者はこの結論には反対で、演出家に公演の著作権を認めてもいいのではないかと考えています(へんげい)ですが、劇作家の戯曲の著作権を害するものではなくて、全く別個に。その辺りは前回ご紹介した「ライブ・エンタテインメントの著作権」(著作権情報センター)でじっくり書いたのですが、この問題、当の演出家サイドがさほど熱心ではないようです。ご自分達はなぜか「実演家」で著作権はなさそうだったということ自体をご存知ないのか「そんなことはどうでもいいよ」と達観していらっしゃるのか。それより皆セルフ入れて来て「あっ」って感じで、権利なんて考えている時間はないのかも知れませんね。

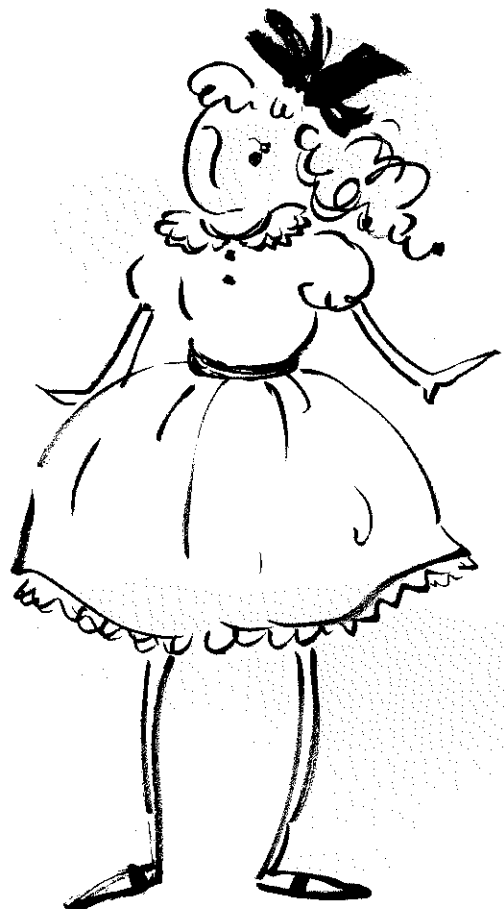
2 制作者(プロデューサー)の権利

もう一人、演出家と並んで挙げたいのがプロデューサーです。もしも演劇公演じたいが著作物になるのであれば、プロ

地位の高さは改めて書くまでもないことでしょう。

日本の場合、本間に企画とビジネス面の両方で主導的役割を果たしているプロデューサー(というか制作者)が多数派かどうかという問題もあります。しかしそれ以前に、そもそも演劇公演が独立の

限り、公演についてはおそろく何の権利もありません。法的には無断録画を止める権利すらないかもしれないのです。周辺ジャンルと比較するとこれはかなり気の毒で、例えば映画の場合、金銭リスクも負担したプロデューサーは自動的に映画の著作権を得るのが原則です。(監督などが「著作者」ですが、その「著作権」は自動的にプロデューサーに移るのです。ただし、シナリオ作家の権利は移りません。)音楽の場合、レコード会社は著作権隣接権というもっ少し「狭い」権利を持っています。しかし、演劇プロデューサーは無権利。



デューサーも演出家と並んで著作権を得てもいい存在かもしれませんが、優れたプロデューサーの公演に果たす決定的な役割、そしてプロドウェイやウェストエンドなどでのプロデューサーの一般的な

著作物とは見られないなら、プロデューサーが公演について著作権を得るといこともないでしょう。演出家と違って「実演家」にも挙がっていませんので、プロデューサーは「契約」の助けを借りない

くれ」といった提言をおこなっています。著作権法をめぐっては改正議論が盛んですが、「通信と放送の融合」よりも筆者にはこのあたりの方がよっぽどおもしろい気がします。失礼。